

第73回獣医師国家試験の実施について

第73回獣医師国家試験受験者の皆様へ

第73回獣医師国家試験については、以下の新型コロナウイルス感染症対策を行い、受験者に以下の事項を遵守いただいた上で、実施いたします。

(1) 受験を認めない場合

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患していると診断され、試験日までに退院又は療養が終了していない者については、受験を認めません。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患しているにもかかわらず、そのことを隠して受験をすることは獣医師法第十四条に規定する不正の行為に該当する場合があります。

(2) 試験会場における対策

- ・受験者間の間隔は1m以上となるように確保いたします。
- ・試験会場フロアの入口にて非接触型体温計により検温します。37.5度以上あった場合^{※1}は、別室(受験者間の間隔は2m以上確保)において受験を認めます。

※1 37.5度以上の発熱がない場合においても、咳等の症状を認めた受験者は同様の取扱いといたします。なお、いずれの場合でも、別室において受験することに書面で同意いただきます。

- ・濃厚接触者^{※2}は、試験当日に無症状である等の条件を満たした場合^{※3}、別室において受験を認めます。

※2 保健所から濃厚接触者に該当するとされた者で、10日間の健康観察期間中に受験日が重なる受験者。なお、試験当日から10日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含みます。

※3 以下の条件を全て満たすこと。

- ア 別添の確認票に必要事項を記載の上、試験会場で提出すること。
- イ 試験当日に無症状であること。
- ウ 公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて来場すること。
- エ 別室において受験することに書面で同意すること。

(3) 受験者に遵守いただきたい事項

- ・「新しい生活様式」を実践し、日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行い、感染防止に努めること。
- ・試験日までに、濃厚接触者に該当した場合は、獣医事審議会事務局(農林水産省消費・安全局畜産安全管理課、電話番号03-3502-8111(代表)内線4530、FAX番号03-3502-8275、電子メールアドレス:vet_kokushi@maff.go.jp)に申し出ること。
- ・試験当日、濃厚接触者である又は37.5度以上の発熱・咳等の症状がある受験者は、その旨を検温担当者に申し出ること。入場時に行列ができる場合には、他の受験者との間に十分な距離を保って整列の上、入場すること。
- ・試験当日、会場付近の混雑を緩和するため激励会等の人々が密集する行為は控えること。
- ・試験会場では、昼食時以外は常にマスクを着用すること。休憩時間、昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。
- ・昼食は持参し、自席で食事をとること。試験会場において、自席以外の使用は厳に慎むこと。昼食の受け渡しを希望する場合は、試験会場の外で行うこと。会場においては、感染防止の観点からゴミ箱は設置しないため、ゴミは各自で持ち帰ること。
- ・試験監督の指示に従うこと。指示に従わない場合には受験をさせない、あるいは受験を停止させる場合があります。

(4) 留意事項

- ・試験当日に受験出来なかった者については、これまでと同様に追加試験や受験料返還等の特別措置は行いません。
- ・試験日以降、受験者から新型コロナウイルス感染者が出た場合には、保健所等関係機関の要請により受験者の連絡先等の個人情報を提供することがあります。

(以上)